

目黒区自転車等放置防止条例

(平成元年十二月目黒区条例第四十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条 第八条）
- 第二章 自転車等の放置禁止（第九条 第十五条）
- 第三章 自転車置場の利用（第十六条 第二十二条）
- 第四章 民営自転車等駐車場に対する助成（第二十三条）
- 第五章 大規模小売店舗等の自転車駐車場付置義務（第二十四条 第三十七条）
- 第六章 雑則（第三十八条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車等の放置防止のための対策を講ずることにより、通行の障害を除去するとともに、災害時の緊急活動および避難行動の場を確保し、もつて安全で快適な生活環境を維持し、向上させることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車等 自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）および原動機付自転車（同項第十号に規定する原動機付自転車をいう、以下同じ。）をいう。
- 二 放置 自転車等の利用者が、自転車等を道路・公園・駅前広場その他の公共の用に供する場所であつて、自転車等を置くことが認められている場所以外の場所（以下「道路等」という。）に置き、かつ、当該自転車等から離れて、ただちにこれを移動することができない状態とすることまたは自転車等がその状態にあることをいう。

（区長の責務）

第三条 区長は、第一条の目的を達成するため、自転車等の駐車場の整備・区民および自転車等の利用者に対する啓発その他の自転車等の放置防止に関し必要な施策を実施しなければならない。

（区民の責務）

第四条 区民は、自転車等の放置防止に関する区の施策に協力しなければならない。

（自転車等の利用者等の責務）

第五条 自転車等の利用者は、自転車等の駐車秩序の保持に努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、その所有する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（鉄道事業者の責務）

第六条 鉄道事業者は、自ら旅客の利便に供するため自転車等の駐車場の設置に努めるとともに、区に対し自転車等の駐車場用地を提供する等区が行う自転車等の駐車場の設置

に積極的に協力し、その他自転車等の放置防止に関する区の施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第七条 公益的施設・商業施設・娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者および管理者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場の設置に努めるとともに、自転車等の放置防止に関する区の施策に協力しなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第八条 自転車等の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつて防犯登録の勧奨に努めるとともに、自転車等の放置防止に関する区の施策に協力しなければならない。

第二章 自転車等の放置禁止

(放置禁止区域の指定)

第九条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する地域を、自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

一 自転車等の駐車場が整備された駅周辺であつて、自転車等の放置が恒常的な地域
二 放置されている自転車等の台数が著しく多く、道路等の機能が著しく阻害されている地域

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した放置禁止区域を変更し、または放置禁止区域の指定を解除することができる。

3 区長は、前二項の規定により放置禁止区域を指定し、もしくは変更し、または放置禁止区域の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

4 区長は、第一項および第二項の規定により放置禁止区域を指定し、または変更したときは、放置禁止区域を周知するとともに、放置禁止区域内に自転車等を放置することのないよう指導に努めるものとする。

(自転車等の放置禁止)

第十条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内における措置)

第十一条 区長は、前条の規定に違反して放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等をただちに撤去することができる。

(放置禁止区域外における措置)

第十二条 区長は、放置禁止区域外において、自転車等の放置が安全で快適な生活環境を阻害すると認めるときは、当該自転車等の利用者に対して、これを放置しないよう指導するものとする。

2 区長は、前項の規定による指導を行つたにもかかわらずなお相当の期間継続して自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

3 区長は、前二項の規定にかかわらず、放置禁止区域外において、自転車等の放置が歩行者の通行もしくは安全を著しく阻害し、または消防・救急その他の緊急活動の障害となるときは、当該自転車等をただちに撤去することができる。

(撤去した自転車等に関する措置)

第十三条 区長は、前二条の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等の所有者又は利用者（以下「所有者等」という。）の調査を行い、所有者等が確認できた自転車等については、速やかに引き取るよう当該所有者等に通知し、所有者等が確認できなかつた自転車等については、規則で定める事項を告示するものとする。

平 16-11 一部改正

（撤去保管料の徴収）

第十四条 区長は、前条第一項の規定により保管した自転車等について、当該自転車等を引取りにきた所有者等から、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める撤去保管料を徴収することができる。

一 自転車 三千円

二 原動機付自転車 四千五百円

平 13-20 一部改正

（引取りのない自転車等の処理）

第十五条 区長は、第十三条第二項に規定する措置を講じた後、相当の期間を経過したにもかかわらず引取りのない自転車等については、売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。

2 区長は、前項の規定により自転車等を売却する場合においては、自転車等の安全利用の確保等のため、売却の相手方を指定することができる。

3 区長は、第一項の規定により売却した自転車等について、第十三条第一項の規定による公示の日から起算して六月を経過する日までに当該自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

4 区長は、前項の規定により売却代金を返還するときは、前条に規定する撤去保管料を徴収することができる。

平 16-11 一部改正

第三章 自転車置場の利用

（登録制自転車置場の利用）

第十六条 区が設置する自転車等の置場（以下「自転車置場」という。）のうち区長が指定する自転車置場（以下「登録制自転車置場」という。）を利用しようとする者は、利用しようとする登録制自転車置場の利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる者の範囲および登録の有効期間は、規則で定める。

（登録手数料）

第十七条 前条第一項の登録を受けた者は、登録手数料として、三千円を納めなければならない。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、登録手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納めた登録手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

平 10-18 一部改正

（利用登録の取消し）

第十八条 区長は、登録制自転車置場の利用について、つぎの各号のいずれかに該当する

と認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により利用の登録を受けたとき。
- 二 この条例またはこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等禁止)

第十九条 登録制自転車置場の利用の登録を受けた者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(禁止行為)

第二十条 自転車置場を利用する者は、自転車置場内において、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自転車等の駐車を妨げること。
- 二 相当の期間継続して駐車すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車置場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(不適正利用の自転車等に関する措置)

第二十一条 区長は、自転車置場内に自転車等が相当の期間継続して駐車されているときまたは登録制自転車置場内に利用の登録を受けていない自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

2 第十三条から第十五条までの規定は、前項の規定により撤去した自転車等について準用する。

(損害賠償)

第二十二条 自転車置場の利用者は、自転車置場の施設または付属設備をき損し、または滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

第四章 民営自転車等駐車場に対する助成

(建設費等の助成)

第二十三条 区長は、民営の自転車等の駐車場の整備育成を図るため、一般の利用に供する自転車等の駐車場を設置する者に対して、その建設費または運営費の一部を助成することができる。

第五章 大規模小売店舗等の自転車駐車場付置義務

(指定区域)

第二十四条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第五条第四項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区の区域内の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域および工業地域に指定された地域の全域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第二十五条 指定区域内において、別表の施設の用途欄に掲げる用途に供する施設で、同表の施設の規模欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の自転車駐車場の

規模欄に掲げる基準により算定した規模の自転車駐車を、当該施設もしくはその敷地内または当該施設からおおむね五十メートル以内の場所に設置しなければならない。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第二十六条 別表の施設の用途欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の自転車駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が二十台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模な施設に係る自転車駐車場の規模)

第二十七条 第二十五条の規定にかかわらず、店舗面積が五千平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、店舗面積が五千平方メートルまでの部分について別表の自転車駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積が五千平方メートルを超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に二分の一を乗じて得た規模を加えて得た規模(一台に満たない端数がある場合には、その端数を切り捨てた規模)をもつて、同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とする。

2 前条の規定にかかわらず、混合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下「合計面積」という。)が五千平方メートルを超えるものを新築する場合には、合計面積が五千平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が五千平方メートルに占める割合と、合計面積が五千平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもつて、前条の自転車駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の設置)

第二十八条 指定区域内において、つぎに掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第三十二条の規定に該当するものを含む。))を除く。)をすべて新築したとみなして第二十五条から前条までの規定により算出した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除して得た規模の自転車駐車を設置しなければならない。

一 別表の施設の用途欄に掲げる用途に供する施設についての同表の施設の規模欄に掲げる規模となる増築または当該施設で当該規模のものについての増築

二 混合用途施設となる増築または混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表の自転車駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が二十台以上である場合に係るもの

(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車駐車場の設置)

第二十九条 施設が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域の外に存する部分を存しないものとみなして、第二十五条から前条までの規定を適用する。

(自転車駐車場の構造および設備)

第三十条 第二十五条から第二十八条までの規定により設置される自転車駐車場の構造および設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなけれ

ばならない。

(自転車駐車場の設置の届出)

第三十一条 第二十五条から第二十八条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、施設の用途・店舗面積・自転車駐車場の規模等を区長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外)

第三十二条 この章の規定の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して六月以内に施設の新築または増築の工事に着手した者については、第二十五条から第二十八条までの規定は、適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第三十三条 第二十五条から第二十八条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者または管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第三十四条 区長は、この章の規定(第三十七条を除く。)の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(措置命令)

第三十五条 区長は、第二十五条から第二十八条まで・第三十条または第三十三条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置その他当該違反を是正するために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置および理由を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第三十六条 区長は、前条の規定による措置の命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨および命令の内容を公表することができる

(自転車駐車場設置の努力義務)

第三十七条 指定区域内の別表の施設の用途欄に掲げる用途に供する施設で、第二十五条から第二十八条までの規定の適用を受けないもの(区長が自転車駐車場を設置する必要があると認めるものに限る。)の設置者及び管理者は、第二十五条から第二十七条までに定める基準(当該基準に改正があつた場合においては当該改正後の基準)に基づき自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第三十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十七条関係）

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
大規模小売店舗	店舗面積が四百平方メートルを超えるもの	店舗面積二十平方メートルごとに一台（一台に満たない端数は切り捨てる。）
飲食店	店舗面積が四百平方メートルを超えるもの	店舗面積二十平方メートルごとに一台（一台に満たない端数は切り捨てる。）
金融機関	店舗面積が五百平方メートルを超えるもの	店舗面積二十五平方メートルごとに一台（一台に満たない端数は切り捨てる。）
遊技場	店舗面積が三百平方メートルを超えるもの	店舗面積十五平方メートルごとに一台（一台に満たない端数は切り捨てる。）
スポーツ施設	店舗面積が五百平方メートルを超えるもの	店舗面積二十五平方メートルごとに一台（一台に満たない端数は切り捨てる。）
学習施設	店舗面積が三百平方メートルを超えるもの	店舗面積十五平方メートルごとに一台（一台に満たない端数は切り捨てる。）

備考

- 一 大規模小売店舗とは、百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗をいう。
- 二 金融機関とは、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設をいう。
- 三 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項第七号及び第八号に規定する営業を行うための施設をいう。
- 四 スポーツ施設及び学習施設は、営業を行うための施設に限る。
- 五 店舗面積の算定方法は、規則で定める。

付則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区自転車等放置防止条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は増築の工事に着手があった施設について適用する。ただし、新条例第三十七条の規定の適用にあつては、同日前に新築又は増築の工事の着手があった施設についても適用する。